

市島地域市立小学校統合準備委員会
第18回 竹田・前山地域部会 次第

日時：令和6年1月29日（月）

19時30分～

場所：ライフピアいちじま

1 開会

2 前回（第17回）会議録の確認

資料1 前回会議記録

3 報告・協議事項

（1）開校に向けた現在の進捗状況の報告

資料2 開校に向けた現在の進捗状況

（2）統合準備委員会設置要綱の改正

資料3 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 新旧対照表

（3）その他

- ・令和6年度統合準備委員会委員の選出について
- ・参考資料 統合協議の経過（竹田・前山地域部会）

4 次回日程

5 閉会

会議記録

令和5年11月28日

- 会議名 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会
第17回 竹田・前山地域部会
- 日時 令和5年11月27日（月）19:30～20:30
- 場所 ライフピアいちじま 研修室
- 出席者 委員：青木 修、葛野 達也、吉見 勝也、高橋 尚子、余田 紀章
余田 亜美、中井 隆文、西山 啓介、足立 和宏、植木 政行
浅田 尚克
オブザーバー：川口 恵、下野 郁美、細見 真由子、吉住 祐子
教育総務課：足立課長、船越係長、河南

1 報告・協議事項

(1) 9/2（土）スクールバスの試験運行の結果について
事務局より資料のとおり報告した。

(2) 校歌楽曲の選考

制作いただいた楽曲「1」、「(2)」、「3」を会場で試聴したところ、多数の意見により、「1」の楽曲が竹山小学校校歌に決定された。なお、教員による弾きやすさを考慮し、伴奏の調整が可能かどうか作曲者（柏野氏）に確認し、可能であれば学校と個別に調整を行うことになった。校歌歌詞については、調整の意見はなく原案のままとする。

<協議意見>

委員：前山小学校では5年生、6年生を中心に聴いてもらったところ、良い意見がたくさん出た。「1」は、「ノリノリで歌える」、「リズムがいい」、「テンポが速くなったりゆっくりなったりしている」という意見が出た。「3」は、「歌いやすい」、「落ち着いた感じで穏やか」、「歌い始めが優しくて好き」、「テンポがゆっくりでゆったりしている」という意見が出た。「(2)」は音が高く歌いづらいと思われる。

委員：竹田小学校では4～6年生に「1」と「3」の2曲を聴いてもらった。詳細については、（オブザーバーとして参加している）教員から説明させてもらう。

オブザーバー：「1」と「3」を児童に聴いてもらった。両方ともは明るく、元気で弾んだ感じがする。聴く順番によっても感想が異なる場合があると思ったので、学年で聴く順番を変えたところ、児童の意見は様々であった。旋律の動きからすると、「1」は、音の跳躍も少なく歌いやすい、指導しやすいと思う。「3」も素敵なメロディーだが、前奏から9小節目あたりなど音が少しとりづらい箇所がある。

オブザーバー：「(2)」の高い音（サビ）について、児童が歌うことは可能だが、将来にわたって口ずさむことを考えると少ししんどいと思う。「1」は、川の流れのような伴奏でとても綺麗だが、指導者が弾くことを考えると左手がたくさん動くので難しい。「3」は、元気が出るような出だしでと

でもいいと思うが、シャープ（＃）がたくさん出てくるあたりは児童にとって難しい。さらに、「3」はドの音から始まるので、児童にとって歌いづらい。

オブザーバー：メロディーラインは「1」が明るい感じがする。「3」は歌いやすいが、ドの音から始まることや、中盤のファのシャープ（＃）のあたりは、児童にとって難しい音程だと思う。「3」は穏やかで伴奏的にはメロディーが浮き上がるような感じだと思う。「1」のほうが児童も歌いやすいが、伴奏が調整可能なら、「1」と「3」の良いところをとりたい。

委員：「1」のほうが個人的に好みで、盛り上がる感じがあって力強さを感じた。校歌としてふさわしいと思う。伴奏は素人にはわからないので、調整してもらえるのであればそれでよいと思う。

委員：個人的には「(2)」の高い部分が強く印象に残っている。歌うのは難しいと思うが、校歌のコンセプトを考えると、チャレンジするという部分で、例えば、「1」のメロディーラインを基本として、高学年になったら「(2)」の高いサビの音に挑戦する。

委員：何度も聴かせてもらって、頭に浮かぶのは「1」の楽曲で、歌いやすく、心にしみ込む。

委員：個人的には「3」が耳に残った。

委員：「3」もとてもいいので選ぶのは難しいが、統合して将来に向かっていくという児童のことを考えると、「1」の楽曲は抑揚があってふさわしいと思う。

委員：最後まで耳に残っているのは「1」のメロディーである。

委員：「1」がいいかなと思う。「3」のメロディーもすごく好きで、馴染みの曲のニュアンスに似てて、子どもも好きかなと思う。いろいろと思いながら、「1」の方がいいのかなと思う。

委員：耳に残っているのは「1」。「3」の楽曲も良いので決めるのが難しい。

委員：それぞれ良さがある。「1」の曲が、のびやかで明るく、子どもたちも歌いやすい。「3」は1年生、2年生の児童を考えると歌いづらいところがあるのかなと思う。「1」がいいと思う。

委員：「1」がいいと思うが、伴奏の部分で指導者の負担が大きい。伴奏の部分作曲者にご理解いただいて調整できるのであればお願いしたい。

オブザーバー：何回か聴くと頭に浮かんでくるのは「1」の楽曲だが、左手の伴奏が難しいので少しアレンジできたら、多くの教員が弾けると思う。

(3) 式典の日程（予定）

事務局より資料のとおり報告した。

(4) 今後の主なスケジュール

事務局より資料のとおり報告した。

2 次回日程（第18回部会）

令和6年1月29日（月） ライフピアいちじま研修室 19時30分～ （予定）

開校に向けた現在の進捗状況

1 スクールバスに関すること

(1) スクールバス車両

現在製造中



車両イメージ
(写真は吉見小スクールバス)



車両イメージ
(写真は吉見小スクールバス)

(2) スクールバス運行管理業務

神姫トラストホープ株式会社に決定 (令和6～8年度)

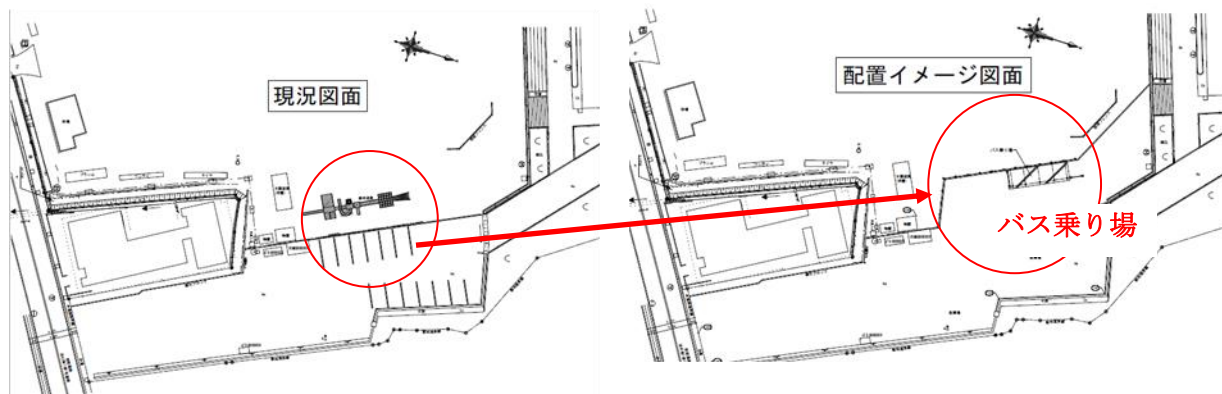
(3) バス停の整備 (八日市)

現在手続き中 (八日市バス停に看板の設置、歩道の縁石を一部撤去)



(4) 竹田小学校バスロータリー庇新設工事

現在工事中（※遊具については、令和6年度に新設予定）



庇のイメージ
(写真は吉見小の庇)



庇のイメージ
(写真は吉見小の庇)

2 前山地区児童の通学に関すること

現在準備中（市道の一部区間をアスファルト舗装）



令和5年9月頃写真

- 3 竹田小学校校舎における校名・校章に関すること
 閉校式典終了以降に実施予定で調整中（校名銘板、校舎壁面校章、体育館舞台幕）



銘板更新



銘板更新



校章撤去



袖幕、一文字幕更新

- 4 前山小学校からの引っ越しに関すること
 閉校式典終了以降に実施予定で調整中

- 5 校旗・校章旗
 納品済



校旗



校章旗

6 記念式典に関すること

(1) 閉校式 (3/23)

- ・来賓者に対して案内ハガキ送付
- ・開会のオープニングセレモニーを各学校にて調整中
- ・記念式典次第、記念クリアファイルの作成中
- ・各自治振興会にて閉校記念イベントの実施、閉校記念誌等の作成

(2) 開校式 (4/8)

- ・来賓者に対して案内ハガキ送付
- ・記念式典次第の作成中

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) <u>丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、三輪小学校</u>（以下「市島地域4小学校」という。）の統合に必要な事項の協議に関すること。</p> <p>(2) 市島地域4小学校の統合に必要な準備に関すること。</p> <p>(3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育に関し識見を有する者</p> <p>(2) 市島地域の各自治振興会を代表する者</p> <p>(3) 市島地域小学校の保護者を代表する者</p> <p>(4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者</p> <p>(5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者</p> <p>(6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。</p> <p>3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 準備委員会の会議は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 全体会</p> <p>(2) 部会</p> <p>(全体会の構成)</p> <p>第7条 全体会は、第2条に掲げる所掌事項について協議するために、準備委員会の委員全員で構成する。</p> <p>(全体会の会議)</p>	<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) <u>丹波市立吉見小学校、三輪小学校</u>（以下「市島地域2小学校」という。）の統合に必要な事項の協議に関すること。</p> <p>(2) 市島地域2小学校の統合に必要な準備に関すること。</p> <p>(3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育に関し識見を有する者</p> <p>(2) 市島地域の各自治振興会を代表する者</p> <p>(3) 市島地域小学校の保護者を代表する者</p> <p>(4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者</p> <p>(5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者</p> <p>(6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。</p> <p>3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 準備委員会の会議は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 全体会</p> <p>(2) 部会</p> <p>(全体会の構成)</p> <p>第7条 全体会は、第2条に掲げる所掌事項について協議するために、準備委員会の委員全員で構成する。</p> <p>(全体会の会議)</p>

第8条 全体会は、委員長が招集し、議長となる。

2 全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の構成)

第9条 部会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、準備委員会の委員で構成する。

2 部会の内容及び構成については、全体会で協議の上、決定する。

(部会長及び副部会長)

第10条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、第8条の規定を準用する。

2 部会で決定した議事は、原則として全体会での承認を要しない。ただし、部会において全体会で協議をすることが適当とされた事項については、全体会の議事とするものとする。

3 前項の場合において、部会長は、全体会の議事とすべき事項が生じた場合は、速やかに委員長に報告するものとする。

(識見を有する者の出席)

第12条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第8条 全体会は、委員長が招集し、議長となる。

2 全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の構成)

第9条 部会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、準備委員会の委員で構成する。

2 部会の内容及び構成については、全体会で協議の上、決定する。

(部会長及び副部会長)

第10条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、第8条の規定を準用する。

2 部会で決定した議事は、原則として全体会での承認を要しない。ただし、部会において全体会で協議をすることが適当とされた事項については、全体会の議事とするものとする。

3 前項の場合において、部会長は、全体会の議事とすべき事項が生じた場合は、速やかに委員長に報告するものとする。

(識見を有する者の出席)

第12条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

市島地域市立小学校統合協議の経過（竹田・前山地域）

●主な協議経過（市島地域のこれからの教育を考える会～統合検討委員会～統合準備委員会）

<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 9 月 ・平成 30 年 3 月 	<p>【市島地域のこれからの教育を考える会】</p> <p>「市島地域のこれからの教育を考える会」の設置</p> <p>「市島地域のこれからの教育を考える会」より『市島市域におけるよりよい教育環境の整備等についての提言』の提出</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 4 月 ・令和 2 年 11 月 ・令和 3 年 2 月 	<p>【市島地域市立小学校統合検討委員会】</p> <p>「市島地域市立小学校統合検討委員会」の設置</p> <p>市島地域での小学校統合の是非を問う投票を行い、統合することを前提に協議を進めていくことを決定（第 4 回統合検討委員会）</p> <p>市島地域市立小学校統合準備委員会の設置を決定（第 5 回統合検討委員会）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 4 月 ・令和 3 年 11 月 ・令和 4 年 6 月 ・令和 4 年 12 月 ・令和 5 年 5 月 ・令和 5 年 6 月 ・令和 5 年 11 月 	<p>【市島地域市立小学校統合準備委員会】</p> <p>「市島地域市立小学校統合準備委員会」の設置</p> <p>竹田・前山地域部会を設置し、具体的な事項を協議していくことを決定（第 3 回統合準備委員会）</p> <p>統合の場所、時期の決定（統合の場所は竹田小学校、統合の時期は令和 6 年 4 月）（第 6 回統合準備委員会）</p> <p>校名の決定（校名は竹山小学校）、通学支援として専用スクールバスの活用の決定（第 9 回統合準備委員会）</p> <p>校章デザインの決定（第 14 回統合準備委員会竹田・前山地域部会）</p> <p>校歌歌詞の決定（第 15 回統合準備委員会竹田・前山地域部会）</p> <p>校歌楽曲の決定（第 17 回統合準備委員会竹田・前山地域部会）</p>

●統合に向けた取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年 5 月 ・令和 5 年 6 月 ・令和 5 年 9 月 ・令和 5 年 10 月 	<p>竹田小学校、前山小学校対面式の実施</p> <p>竹田小学校、前山小学校合同授業の実施</p> <p>バス試験運行（前山地区自治振興会、保護者他）</p> <p>竹田小学校、前山小学校合同授業参観日の実施</p>
---	---